

< 契約書別紙2 >

老人保健施設アゼリアガーデンのご案内（2026年4月1日現在）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 一般財団法人長岡記念財団 老人保健施設アゼリアガーデン
- ・開設年月日 1990(平成2)年9月20日
- ・所在地 〒617-0843 長岡京市友岡4丁目114番地
- ・電話番号 075-957-1112 ・ファックス番号 075-957-0160
- ・管理者等 管理者(医師) 田中 和宏
施設長 野稻 貞雄
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2653080016号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く居宅(家庭またはそれに類する生活型の施設)での生活ができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など退所時の支援も行いますので、安心して退所していただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[老人保健施設アゼリアガーデンの運営方針]

「博愛と奉仕の心」と「和の精神」に基づき、明るく家庭的な雰囲気、それぞれの個性を尊重して質の高い健康管理・機能訓練・介護などの自立支援サービスを行います。また、地域とのつながりを大切にして、在宅療養の援助に努めます。

職員は良心に従って行動し、チームの連携を図り、すべてのお客様に、あらゆる瞬間に最高の満足を感じていただくよう努力します。

(3) 入所等定員 100名

- ・療養室 個室 8室、2人室 4室、4人室 21室

(4) 職種別定員

	常勤換算	業務内容
・管理者	1人(兼務)	全体管理
・医師	1人以上	医療、療養管理
・薬剤師	0.34人以上	与薬、服薬管理と援助
・看護職員 ・介護職員	合計 33.4人以上 (内、看護 2/7、介護 5/7)	看護、介護業務 日常生活介護、援助全般
・支援相談員	1人以上	利用者と家族の相談、援助
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	1人以上	各種リハビリテーション実施
・管理栄養士	1人以上	病状、嗜好に基づく栄養管理
・介護支援専門員	1人以上	介護計画の作成

2. サービス内容

- ① 介護サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか特別浴槽もあります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する食事の提供（施設及び短期入所療養介護サービスに限ります。）
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

3. 苦情対応

当事業所苦情等受付窓口	担当者：事務部長 野稻 貞雄
	ご利用時間 8：30～17：00 ご利用方法 TEL 075-957-1112 FAX 075-957-0160 ご意見箱－1階エレベーター前と各フロアに設置

行政機関その他苦情受付機関

長岡京市役所 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係	受付時間：8:30～17:00（土・日・祝・年末年始を除く） TEL 075-955-2059(直通) FAX 075-951-5410
向日市役所 市民サービス部 高齢介護課	受付時間：8:30～17:15（土・日・祝・年末年始を除く） TEL 075-931-1111(代表) FAX 075-932-0800
大山崎町役場 健康課 高齢介護係	受付時間：8:30～17:15（土・日・祝・年末年始を除く） TEL 075-956-2101(代表) FAX 075-957-4161
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係	受付時間：9:00～17:00（土・日・祝・年末年始を除く） TEL 075-354-9090(直通) FAX 075-354-9055
乙訓保健所 企画調整課	受付時間：8:30～17:00（土・日・祝・年末年始を除く） TEL 075-933-1152(直通) FAX 075-932-6910
京都府庁 健康福祉部 高齢者支援課	受付時間：8:30～17:15（土・日・祝・年末年始を除く） TEL 075-414-4567(直通) FAX 075-414-4572
京都府社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	受付時間：8:30～17:15（土・日・祝・年末年始を除く） TEL 075-252-2152(直通) FAX 075-252-6310

4. 虐待防止

当施設では、利用者の人権の擁護・虐待防止のための措置を講じるとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに管轄の市町村に通報します。

5. 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して必要な介護サービスを受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

6. ハラスメント対策

当施設は、いかなるハラスメント行為に対する必要な措置を講じます。